

資料提供  
防災部原子力安全対策課  
課長 奈良省吾  
電話 0852-22-5931

## 島根原子力発電所におけるトラブル（車両火災）に係る立入調査について

本日10時35分頃、島根原子力発電所構内（放射線管理区域外）に駐車していた散水車の発煙事案が発生した旨、11時18分に中国電力㈱から通報連絡を受けました。

さらに、12時10分に松江市消防本部が車両火災と判断したことから、県は、12時43分に中国電力㈱から島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定第10条に基づく連絡を受け、同協定第11条に基づく立入調査を下記のとおり実施しましたのでお知らせします。

なお、今回の事象による環境への影響はありません。

### 記

#### 1. 立入調査日時及び場所

日時：平成27年6月6日（土） 14時30分～15時10分

場所：島根原子力発電所

#### 2. 立入調査員

島根県 防災部原子力安全対策課 伊藤原子力安全対策第二GL、高嶋主任技師

松江市 防災安全部 角次長、原子力安全対策課 矢野課長

#### 3. 事象の概要

6月6日10時35分頃、島根原子力発電所構内（放射線管理区域外）に駐車中の散水車に搭載している給排水用ポンプ付近から煙が上がっていることを作業員が発見し、直ちに水をかけて消火するとともに、松江市消防本部へ通報した。

#### 4. 立入調査結果概要

##### ①事象の状況の確認

- ・事象の経過、対応状況等の説明を受けた後、現場の状況を確認した。
- ・事象の原因については、あらためて県警察本部及び松江市消防本部とともに調査が行われることを確認した。

##### ②環境への影響の有無の確認

- ・発電所の排気筒モニタ、放水路水モニタ及び敷地境界モニタリングポストの値を確認し、平常の値であり、環境へ影響がないことを確認した。

##### ③申し入れ

- ・原因の究明と再発防止を口頭で申し入れた。

(参考) 島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定（抄）

(異常時における連絡)

第10条 丙は、甲及び乙に対し、次の各号に掲げる事項について発生時に連絡するものとする。

#### (4) その他

- ③発電所敷地内において火災が発生したとき。

(立入調査)

第11条 甲及び乙は、発電所周辺の安全を確保するため必要があると認める場合は、丙に対し報告を求め、又は次の各号に掲げる者でその指名する者を発電所に立入調査させることができるものとする。

注) 甲：島根県、乙：松江市、丙：中国電力㈱